

# 国立大学法人東京医科歯科大学 IR 室設置要項

〔 令和元年 7 月 3 1 日  
制 定 〕

## （設置）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)に、学内の様々なデータ収集・分析等のIR(Institutional Research)活動を行い、学長の戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善に資するため、IR室を置く。

## （業務）

第 2 条 IR室は、学長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学運営に係るデータの収集、分析及び調査研究に関すること。
- (2) 大学運営に係るデータ分析結果の提供に関すること。
- (3) 学長の意思決定や大学運営に係る総合的な戦略の企画の支援に関すること。
- (4) その他大学におけるIRの推進に関すること。

## （室長）

第 3 条 IR室に、室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、IR室の業務を総括する。

## （副室長）

第 4 条 IR室に、副室長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長が指名する副理事
- (2) 事務局長

2 副室長は、室長の命を受けて、IR室の業務を処理する。

## （室員）

第 5 条 第 2 条の各号に掲げる業務を円滑に遂行するため、IR室に、次の室員を置く。

- (1) 教員
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成 1 6 年規則第 4 号）第 1 0 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項に規定する事務職員

2 前項第 1 号に規定する者のうち、本学の教員をもって充てる場合は、室長の推薦により学長が委嘱する。

## （IR室運営会議）

第 6 条 IR室に、IR室運営会議（以下、「運営会議」という）を置く。

## （審議事項）

第 7 条 運営会議は、第 2 条に規定する業務を遂行するため、IR室の運営の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること並びにその他IR室の管理運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第8条 運営会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員(教員)
- (4) 統合情報機構事務部長
- (5) その他室長が必要と認めた者

2 前項第5号に掲げる構成員は、室長が指名する。

(任期等)

第9条 前条第1項第3号及び第5号に掲げる構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、当該構成員の任期の末日は当該構成員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

2 欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第10条 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故がある時は、室長があらかじめ指名する副室長がその職務を代行する。

(会議)

第11条 運営会議は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第12条 運営会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 IR室の事務は、統合情報機構事務部IR事務室において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、IR室に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日制定)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月28日制定)

この要項は、令和2年10月28日から施行し、令和2年10月1日から適用する。